

# 山梨県公報

号外第八号

令和三年

三月二十九日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

- 山梨県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………九
- 山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………一六
- 山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………一八
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………二〇
- 山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………二〇
- 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二三
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………二三
- 山梨県食品行商条例施行規則を廃止する規則……………二四

## 規 則

### 山梨県規則第四号

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則(平成二十四年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「第二十九条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第三号様式」を「別記様式」に改め、同条を第二条とする。

第四条第一項中「第三十条第五項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項及び第二項中「第三十条第六項」を「第二十九条第六項」に改め、同条を第四条とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

第三号様式中「(第3条第5項)」を「(第2条第5項)」に、「第29条第1項」を「第28条第1項」に改め、同様式を別記様式とする。

### 附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

### 山梨県規則第五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における法定利率」に改め、附則第八項、第十四項第二号及び第十五項中「百分の五」を「災害発生日における法定利率」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の附則第七項及び第八項の規定により行つた障害補償年金の支給の停止並びにこの規則による改正前の附則第十四項及び第十五項の規定により行つた遺族補償年金の支給の停止については、なお従前の例による。

山梨県規則第六号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式（その一）（裏面）及び（その五）（裏面）、第五号様式（裏面）、第八号様式（裏面）、第四十五号様式（裏面）並びに第四十七号様式（裏面）中

三	三	三
三	三	三
三	三	三

指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
指定代理金融	関西みらい銀行 梅田中央支店

を 山梨県指定金融機関 山梨中

「 中央銀行 本・支店 に改める。」

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正前の山梨県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

山梨県規則第七号

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則  
山梨県宿舍管理規則（昭和四十一年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「職員の在勤地における住宅不足により」を削る。

第八条第一項及び第二項中「、その副本を総務部長に提出し」を削り、同条第三項中「するとともに、その旨を総務部長に報告」を削り、同条に次の一項を加える。

4 宿舍管理者は、総務部長から第一項の宿舍台帳及び第二項の自動車保管場所台帳の提出を求められた場合には、これを提出しなければならない。

第十条第一項中「住宅に困窮する度合」を「宿舍の入居状況」に改める。  
第十一条に次の一項を加える。

3 入居者は、出生等により第九条の規定により提出した宿舍入居願の内容に変更が生じた場合は、入居変更届（第四号様式の二）を宿舍管理者に提出しなければならない。

第十一条の二第一項中「第四号様式の二」を「第四号様式の三」に改め、同条第二項中「、自動車の保管場所を必要とする度合」を削り、同条第四項中「第四号様式の三」を「第四号様式の四」に改め、同条第五項中「当該承認を受けた」を「第一項の自動車保管場所使用申請書に記載した」に改め、同条に次の二項を加える。

6 前項の承認を受けた者は、第一項の自動車保管場所使用申請書に記載した自動車に変更が生じた場合は、自動車保管場所使用変更届（第五号様式の二）を宿舍管理者に提出しなければならない。

7 第五項の規定は、前項の規定により自動車保管場所使用変更届を提出した者について準用する。

第十四条中「宿舍について」を「宿舍を」に、「管理を」を「管理者の注意をもつて使用」に改める。

第十七条中「及び家事使用人」を削る。

第二十条中「宿舍修繕申請書（第七号様式）」を削り、「提出し」を「申し出」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（措置命令）

第二十二條の二 宿舍管理者は、宿舍の維持及び管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、入居者に対し、必要な措置を命ずることができる。

第二十七條を次のように改める。

（宿舍の退居）

第二十七條 入居者（入居者が前条第二号に該当することとなつた場合には、その該当

することとなつた時においてその者と同居していた者）は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から一月以内に退居しなければならない。

一 第二十五条の規定により入居の承認を取り消されたとき。

二 前条の規定により入居の承認の効力を失つたとき。

三 当該宿舎について事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため退居を求められたとき。

四 当該宿舎について宿舎の廃止をする必要が生じたため退居を求められたとき。

第二十八条中「第八号様式」を「第七号様式」を退居予定の日の一月前（前条の規定により退居しようとする者にあつては、宿舎管理者が別に定める期限）までに改める。

第二十八条の二第三項中「自動車の」を「退居しようとする者（第十一条の二第二項の規定により承認を受けた者に限る。）又は自動車の」に、「自動車保管場所明渡届（第八号様式の二）」を「それぞれ退居予定の日又は明渡予定の日の一月前（第二十七条の規定により退居しようとする者にあつては、宿舎管理者が別に定める期限）までに自動車保管場所明渡届（第八号様式）」に改める。

第二号様式を次のように改める。

年 月 日

宿舎管理者 殿

所属名

職 名

氏 名

印

宿舎入居願

次のとおりですから、宿舎への入居を承認してください。

- 1 入居希望宿舎
- 2 入居希望日 年 月 日 から
- 3 入居者及びその家族

続柄	氏 名	性別	生年月日	年齢
本人				

上記のとおり相違ないことを証明します。

所属長

職氏名

印

第三号様式「第3号様式」や「第3号様式(第10条関係)」及び「所属部課」や「所属」並びに「として」や「として、」並びに「宿舍に」や「宿舍への」並びに「3 入居料 月額 円」及び「4 入居始期 年 月 及び終期 年 月」

日から 日まで」

第四号様式の三中「所属部課」や「所属」並びに「4 指定保管場所(区画番号)」や「5 使用始期 年 月 日から 日まで」及び「5 その他」や「6 その他」並びに「及び終期 年 月 日まで」

「当該承認に係る」や「自動車保管場所使用申請書に記載した」並びに「使用自動車報告書(第5号様式)」や「使用自動車報告書」に定める「同様式を第四号様式の四つを定める。第四号様式の二中「当該承認に係る」や「この申請書に記載した」並びに「使用自動車報告書(第5号様式)」や「使用自動車報告書」に定める「同様式を第四号様式の三つを定める。」

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2 (第11条関係)

年 月 日

宿舎管理者 殿

所属名

職 名

氏 名

印

入居変更届

宿舎入居願の記載事項について、次のとおり変更があつたので届け出ます。

- 1 宿舎の所在地
- 2 宿舎番号
- 3 変更内容

続柄	氏 名	性別	生年月日	年齢	備考

注 宿舎入居願提出時から変更となつた同居人について記載すること。

第五号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

宿舎管理者 殿

所属名

職 名

氏 名

印

自動車保管場所使用変更届

自動車保管場所使用申請書の記載事項について、次のとおり変更があつたので届け出ます。

- 1 宿舎の所在地
- 2 宿舎番号
- 3 指定保管場所 (区画番号)
- 4 変更内容

区分	変更前	変更後
自動車の車名		
自動車の登録番号 又は車両番号		
自動車の使用者 (本人との続柄)		

自動車の使用の本拠の位置についての変更の有無 ( 有 ・ 無 )

(宿舎の所在地を自動車の使用の本拠の位置としないことについては、相当の理由がある場合に限られます。)

有の場合、その理由：



第七号様式を削る。

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第28条関係)」に改め、同様式を第七号様式とする。

第八号様式の二を第八号様式とする。

#### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第八号

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県老人福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 事業開始の予定年月日
- 3 施設の管理者の氏名及び住所
- 4 施設において供与をされる介護等の内容
- 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 6 施設の運営の方針
- 7 入居定員及び居室数
- 8 職員の配置の計画
- 9 一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額
- 10 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 11 長期の収支計画

注 次の書類を添付すること。

- (1) 設置しようとする者の登記事項証明書等及び直近の事業年度の決算書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 保全措置を講じたことを証する書類
- (5) 一時金の返還に関する契約書類
- (6) 入居契約書の写し及び重要事項説明書

## 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第九号

山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県保健師助産師看護師法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第一条第二項」を「第一条の第三第二項」に改め、同条第七号中「第三条第二項」を「第三条第三項又は第六条第二項」に、「准看護師籍訂正申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書」に改め、同条第九号を次のように改める。

#### 九 削除

第一号様式中「本籍地（都道府県名）」を「本籍地都道府県（国轄）」に、「与える」を「与える。」に、「交付する」を「交付する。」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 免許の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

准看護師免許申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

下記により、准看護師免許を申請します。

年 月施行	都道府県試験合格	受験番号	第	号
-------	----------	------	---	---

1 から 5 までの有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)

有・無 \_\_\_\_\_

2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 \_\_\_\_\_

3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有・無 \_\_\_\_\_

4 旧姓併記の希望の有無 有・無

5 通称名併記の希望の有無 有・無

本 籍 (国 籍)			
住 所			
電 話 番 号	( )		
ふりがな			
氏 名	印		
	(旧姓)		
通 称 名			
生 年 月 日	年	月	日

添付書類

1 准看護師試験の合格証書の写し又は合格証明書

2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(本籍地(本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨、日本の国籍を有しない者については国籍等)が記載されているものに限る。)

3 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

第7号様式(第2条第7号関係)

准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日生

電 話 番 号

登録番号	第	号	登録年月日	年	月	日
------	---	---	-------	---	---	---

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後
本 籍 (国籍)		
ふりがな		
氏 名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記 の 希 望		有 ・ 無
通 称 名		
通称名併 記の希望		有 ・ 無
変 更 の 事 由		

上記により、准看護師籍訂正・免許証書換交付を申請します。

添付書類

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。))及び変更事項を証する書類)
- 2 准看護師免許証
- 3 訂正の提出期限(30日)を過ぎた場合にあつては、遅延理由書

第九号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第十号様式を次のように改める。

第10号様式（第2条第10号関係）

准看護師免許証再交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日生

電 話 番 号

登 録 番 号	第	号	登 録 年 月 日	年	月	日
---------	---	---	-----------	---	---	---

本 籍 ( 国 籍 )	
ふ り が な	
氏 名	
	(旧姓)
通 称 名	
免許取得資格	年 月施行 都道 試験合格 府県

上記の准看護師免許証を（ き損 ・ 亡失 ）したので再交付を申請します。

添付書類

- 1 免許証をき損したことによる再交付の申請の場合は、准看護師免許証
- 2 免許証を亡失したことによる再交付の申請の場合は、てん末書
- 3 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（本籍地（本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨、日本の国籍を有しない者については国籍等）が記載されているものに限る。）

備考 き損又は亡失した免許証に旧姓又は通称名を併記していた場合は、旧姓欄又は通称名欄に併記していた旧姓又は通称名を記入してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の山梨県保健師助産師看護師法施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第十号

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

山梨県食品衛生法施行細則（昭和三十三年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「第三号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を削り、第九条を第七条とする。

第十条中「第五号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第八条とし、第十一条から第十八条までを削る。

第十九条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に、「第十三号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第二十条並びに第一号様式及び第二号様式を削る。

第三号様式中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同様式を第一号様式とし、第四号様式を削る。

第五号様式中「第10号様式」を「第8号様式」に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。



第3号様式（第9条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所  
氏名 印

〔法人の場合は、その名称、  
所在地及び代表者の氏名〕

営業休止・再開届

次のとおり営業を休止（再開）するので、山梨県食品衛生法施行条例第5条の規定により届け出ます。

- 1 施設の所在地（自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）及び名称、屋号又は商号
- 2 許可営業者にあつては、施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日
- 3 営業の休止（再開）をしようとする年月日
- 4 営業の再開予定年月日（休止の場合に限る。）
- 5 営業の休止（再開）をしようとする理由

第六号様式から第十七号様式までを削る。

**附 則**

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

**山梨県規則第十一号**

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県クリーニング業法施行細則（昭和三十九年山梨県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

「氏 名

第十号様式中「氏 名

印」を

（旧姓

（通称名

印

）に改め、同様式に注として次のように加える。

）」

注1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「通称名」の欄に通称名を記入すること。

「氏 名

第十一号様式中「氏 名

印」を

（旧姓

（通称名

印

）に改め、同様式注を次のように改める。

）」

注1 免許証をき損した場合には、その免許証を添付すること。

2 免許証に旧姓の併記がある場合は、「旧姓」の欄に旧姓を記入すること。

3 外国籍の方で、免許証に通称名の併記がある場合は、「通称名」の欄に通称名を記入すること。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

本 籍  
住 所  
電話番号  
氏 名  
生年月日

クリーニング師免許証訂正申請書

次のとおり変更したので、クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により申請します。

1 変更事項

	変更前	変更後
本籍 (国籍)		
氏名		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		

2 変更年月日

3 変更の理由

注1 訂正前の免許証を添付すること。

2 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。

3 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」の欄に旧姓を記入すること。

4 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」の欄に通称名を記入すること。

**附則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の山梨県クリーニング業法施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県クリーニング業法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

**山梨県規則第十二号**

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、同条第二項中「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に、「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改める。

第九条の二第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改め、同条第二項中「第三十一条の六第五項又は第三十七条第五項」を「第三十一条の六第六項又は第三十七条第六項」に改める。

附則第五項の表及び附則第七項の表中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第十三号**

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条の二中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。
- 二十四 用排水施設等整備事業 九分の四
- 二十五 防災重点農業用ため池緊急整備事業 四十五分の十一
- 十五 用排水施設等整備事業
- 十六 防災重点農業用ため池緊急整備事業

**附則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十四号**

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

山梨県流域下水道事業財務規則（令和二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表負債の部第三号の表を次のように改める。

## 3 繰延収益

款	項	目	節	備	考
繰延収益	長期前受金	( ) 流域又は その他	国庫補助金 市町村負担金 他会計負担金 他会計補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金	地方公営企業法施行令第26条第1項に定める償却資産の取得又はこれらに類するもの交付を、負担金を受けた場合及びその償却資産の取得の元金償還に充てるための資金に充てたため、元金償還に充てる他の会計から繰入れた場合におけるその繰入金金額	
	長期前受金収益化 累計額	( ) 流域又は その他	国庫補助金 市町村負担金 他会計負担金 他会計補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		
	繰延運営権対価				民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第19条第1項の規定により公共施

	<p>繰延運営権対価収益化累計額</p>	<p>( ) 流域又はその他</p>		<p>設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として收受するものの額</p>
	<p>運営権者更新投資</p>	<p>( ) 流域又はその他</p>		<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条第4号に規定する公共施設等運営権者が、同法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し、又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの(同法第17条第3号に規定する公共施設等運営権の存続期間の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したものの額</p>
	<p>運営権者更新投資収益化累計額</p>	<p>( ) 流域又はその他</p>		

別表収益の部の表中「受託事業収益」

「受託事業収益」	「受託事業収益」
繰延運営権対	地方公営企業法施行規則第21
価収益	項の規定により償却した繰延運
運営権者更新	額
投資収益	地方公営企業法施行規則第21
	項又は第3項の規定により償却
	者更新投資の額

条の2第2  
管権対価の  
に改める。

条の3第2  
した運営権

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十五号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（指定管理者が管理を行う県営住宅）

第二十三条の二 条例第五十条の規定で定める県営住宅は、伊勢団地、小瀬団地、塩部

第一団地、塩部第二団地、千塚北団地、千塚西団地、千塚南団地、湯村団地及び和戸  
団地とする。

第二十四条中「準特定優良賃貸住宅」を「県営住宅」に改める。  
第二十二号様式中「標準的優良賃貸住宅」を「県営住宅」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和三年山梨県条例第十七号）附則第二項の規定により同条例の施行の前日にこの規則による改正後の第二十三条の二に規定する県営住宅の管理に關し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請については、この規則による改正後の第二十四条の規定の例による。

### 山梨県規則第十六号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第百十一号から第百十五号までを次のように改める。

百十一から百十五まで 削除

別表第百十八号から第百五十号までを次のように改める。

二百十八 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料

二百十九 食肉販売業許可申請手数料

二百二十 魚介類販売業許可申請手数料

二百二十一 魚介類競り売り営業許可申請手数料

二百二十二 集乳業許可申請手数料

二百二十三 乳処理業許可申請手数料

二百二十四 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料

二百二十五 食肉処理業許可申請手数料

二百二十六 食品の放射線照射業許可申請手数料

二百二十七 菓子製造業許可申請手数料

- 二百二十八 アイスクリーム類製造業許可申請手数料
- 二百二十九 乳製品製造業許可申請手数料
- 二百三十 清涼飲料水製造業許可申請手数料
- 二百三十一 食肉製品製造業許可申請手数料
- 二百三十二 水産製品製造業許可申請手数料
- 二百三十三 氷雪製造業許可申請手数料
- 二百三十四 液卵製造業許可申請手数料
- 二百三十五 食用油脂製造業許可申請手数料
- 二百三十六 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
- 二百三十七 酒類製造業許可申請手数料
- 二百三十八 豆腐製造業許可申請手数料
- 二百三十九 納豆製造業許可申請手数料
- 二百四十 麺類製造業許可申請手数料
- 二百四十一 そうざい製造業許可申請手数料
- 二百四十二 複合型そうざい製造業許可申請手数料
- 二百四十三 冷凍食品製造業許可申請手数料
- 二百四十四 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
- 二百四十五 漬物製造業許可申請手数料
- 二百四十六 密封包装食品製造業許可申請手数料
- 二百四十七 食品の小分け業許可申請手数料
- 二百四十八 添加物製造業許可申請手数料
- 二百四十九及び二百五十 削除

**附 則**

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

**山梨県規則第十七号**

山梨県食品行商条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食品行商条例施行規則を廃止する規則

山梨県食品行商条例施行規則（昭和三十四年山梨県規則第四十五号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和三年六月一日から施行する。